

## 前払い金制度の導入について

長野県住宅供給公社 事業部建築課

従来、公社が発注する工事の多くは分譲住宅をはじめ、国や公社制度を利用した賃貸住宅の建設工事であり、いわゆる個人の財産を建設することが目的で、公共工事とは相違していました。

しかしながら、近年の公営住宅等受託管理の中で、公共機関の施設となる建物の改修工事が主となってきており、公共工事としての位置づけが高まることにより本制度の導入を行うこととしました。

### 1. 概要

#### (1) 公共工事の前金払に関する取扱要領の策定

##### ① 受注金額による適用

1 件の契約金額が 500 万円以上の建設工事を対象

##### ② 前金払いの割合

10 分の 4

##### ③ 部分払い

出来高に相当する請負代金額 × ( 9/10 - 前払金額 / 請負代金額 )

##### ④ 中間前金払いの適用

中間前金払いの制度は導入しない。

#### (2) 公社「建設工事請負契約書」への条項追加

第 34 条 前金払い

第 35 条 保証契約の変更

第 36 条 前払金の使用等

### 2. 実施の時期

令和 2 年 4 月末の公告案件から適用

#### <参考>

- 「前金払」は、履行期間の到来前に確定した費用を支払うことを可能とするもの。
- 「前払金」は、工事等の着手前に一定額を支払うもの。  
公社は、H31 (R 元) 年度から年間保守契約において「前金払」を可能としています。  
H31 (R 元) 年度までは、すべての案件において「前払金」は行わないこととしていました。